

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は
連結事業年度分** の **道府県民税
特別法人事業税** の **予定申告書** ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰						00
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒						
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③						00
この申告により納付 すべき法人税割額 ② - ③	④						00
均等 割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤					月	
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
この申告により納付 すべき道府県民税額 ④ + ⑥	⑦						00
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業 年度の期間							
通算親法人の事業年度 の期間							
備考							
関与税理士署名				(電話)			

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙五十三」

		事業年度又は 連結事業年度		・		・		法人名		
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					
摘要		課税標準		税率 (100)		税額			(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					②③ (兆 十億 百万 千 円)					
所得割	所得金額総額	③④	兆 十億 百万 千 円	/		兆 十億 百万 千 円			法人税割額	②④
	所得金額	③⑤		/					道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②⑤
付加価値割	付加価値額総額	③⑥		/					税額控除超過額 相当額の加算額	②⑥
	付加価値額	③⑦		/					外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	②⑦
資本割	資本金等の額総額	③⑧		/					外国の法人税等 の額の控除額	②⑧
	資本金等の額	③⑨		/					仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	②⑨
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額					
収入割	収入金額総額	④⑩	兆 十億 百万 千 円	/		兆 十億 百万 千 円			納付すべき法人税割額 ②④-②⑤+②⑥-②⑦-②⑧-②⑨-③⑩	③①
	収入金額	④⑪		/					③①のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③②
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					差引法人税割額 ③①-②⑥-③②					
所得割	所得金額総額	④⑫	兆 十億 百万 千 円	/		兆 十億 百万 千 円			(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	
	所得金額	④⑬		/						
付加価値割	付加価値額総額	④⑭		/						
	付加価値額	④⑮		/						
資本割	資本金等の額総額	④⑯		/						
	資本金等の額	④⑰		/						
収入割	収入金額総額	④⑱		/						
	収入金額	④⑲		/						
合計事業税額 ③⑤+③⑦+③⑨+④①+④③+④⑤+④⑦+④⑨				/		⑤⑩				
事業税の特定寄附金税額控除額				/		⑤⑪				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				/		⑤⑫				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				/		⑤⑬				
納付すべき事業税額 ⑤⑩-⑤⑪-⑤⑫-⑤⑬				/		⑤⑭				
⑤⑭の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業									
	所得割	⑤⑮	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑤⑯	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑤⑰		収入割	⑤⑱					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
所得割	⑤⑲	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑥⑰	兆 十億 百万 千 円					
資本割	⑥⑱		収入割	⑥⑲						
摘要		課税標準		税率 (100)		税額				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥③		兆 十億 百万 千 円		00				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥④		兆 十億 百万 千 円		00				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⑤		兆 十億 百万 千 円		00				
合計特別法人事業税額 (⑥③+⑥④+⑥⑤)				/		⑥⑥				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				/		⑥⑦				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				/		⑥⑧				
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑥-⑥⑦-⑥⑧				/		⑥⑨				